

## 石綿健康被害救済制度の概要

○目的:石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

○施行日:石綿健康被害救済基金の創設 平成18年2月10日  
 救済給付の支給 平成18年3月27日  
 事業主からの費用徴収 平成19年4月1日  
 ※制度全体について5年以内に見直し。

### 労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

#### 事業主

- ①労災保険適用事業主等  
 (約260万事業所)  
 ※労働保険徴収システムを活用
- ②一定の要件に該当する事業主  
 (特別事業主)  
 追加的な費用(特別拠出金)の  
 拠出

平成19年度から

#### 国

- 平成17年度補正予算  
 :約388億円を交付
- 平成18年度予算  
 :約8億円を交付
- 平成19年度以降  
 :事務費の1/2を交付



#### 地方公共団体

- 国の費用負担(事務費を除く。)の1/4に相当する金額(約92億円)を10年間で拠出

平成19年度から

### 石綿健康被害救済基金

当面の5年間:約760億円  
 平成19年度以降:毎年度約90億円

※(独)環境再生保全機構に設置

申請・請求

認定・給付

被害者又はこの法律の施行前に死亡した被害者のご遺族

#### 救済給付

- 石綿による中皮腫や肺がんと認定された方(療養中の方)への給付
  - ・医療費(自己負担分)
  - ・療養手当(103,870円/月)
  - ・葬祭料(199,000円)
- この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付
  - ・特別遺族弔慰金(2,800,000円)・特別葬祭料(199,000円)

#### <申請の状況>(10月末現在)

○療養中の方 :1,326件  
 ○施行前死亡者:1,914件  
 計:3,240件

#### <認定の状況>(11月17日現在)

○療養中の方:処理件数 700件  
 (内訳)認定353件、不認定29件、保留318件  
 ○施行前死亡者:処理件数 1,203件  
 (内訳)認定1,184件、不認定15件、保留4件